

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年11月13日
【報告者の名称】 武蔵野興業株式会社
【報告者の所在地】 東京都新宿区新宿三丁目27番10号
【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目27番10号
【電話番号】 03 - 3352 - 0052(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 仲村 正憲
【縦覧に供する場所】 武蔵野興業株式会社
(東京都新宿区新宿三丁目27番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、武蔵野興業株式会社をいいます。
(注2) 本書中の「公開買付者」とは、有限会社河野商事をいいます。
(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 有限会社河野商事
所在地 東京都新宿区新宿三丁目27番10号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年11月12日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、有限会社河野商事（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方、本公開買付けにおける当社普通株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法によりなされております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下のとおりの説明を受けております。

公開買付者は、不動産の賃貸並びにコンサルタント業務等を主たる事業の内容として平成16年10月に設立された有限会社であり、本報告書提出日現在において、公開買付者の代表取締役である河野義勝がその議決権の全てを直接所有し、かつ当社の筆頭株主であり代表取締役社長を務めております。本報告書提出日現在、公開買付者の特別関係者である河野義勝（所有当社普通株式数3,478,693株、所有割合（当社が平成25年8月13日に提出した第143期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（10,500,000株）に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです）33.13%）と、同人の配偶者で当社と公開買付者の取締役を兼務する河野優子（所有当社普通株式数824,640株、所有割合7.85%）、及び河野義勝・優子の長男である河野勝樹氏（所有当社普通株式数32,916株、所有割合0.31%）とは、三者合計で当社普通株式を4,336,249株（所有割合41.30%）を保有しております。

公開買付者は、当社の第2位株主である株式会社リサ・パートナーズ（以下「リサ・パートナーズ」といいます。）が、本報告書提出日現在所有する当社普通株式1,526,625株（所有割合14.54%）の一部である1,000,000株（所有割合9.52%）（以下「リサ・パートナーズ応募予定株式」といいます。）を取得し、公開買付者及び公開買付者の特別関係者が所有する当社普通株式の所有割合の合計が50.82%（5,336,249株）とすることを目的として本公開買付けの実施を決定しました。なお、本公開買付けは、本報告書提出日現在、公開買付者及び公開買付者の特別関係者が所有する当社株券等に係る株券等所有割合の合計が三分の一を超えているため、「金融商品取引法第27条の2第1項第2号」の規定に従い、公開買付けの手続きをとるものです。

本公開買付けにあたり、公開買付者はリサ・パートナーズとの間で、リサ・パートナーズ応募予定株式について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本公開買付けの応募についての前提条件は存在しません。

本公開買付けは、リサ・パートナーズ応募予定株式の応募を前提として行われ、また、公開買付者は本公開買付け後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であることを理由として、買付予定の株券等の数は、公開買付者とリサ・パートナーズとで合意した応募株式数と同数である1,000,000株（所有割合9.52%）を買付予定数の上限及び下限として設定しております。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、「金融商品取引法第27条の13第5項」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条」に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けの背景

当社は、映画興行を目的として大正9年に設立された株式会社武蔵野館を起源として、昭和24年に東京証券取引所に株式を上場し、本報告書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しており、当社、子会社3社、関連会社2社による当社グループを形成し、「社会に健全な娯楽を提供すること」を主要な事業目的として映画事業、不動産事業、自動車教習事業及び商事事業等を行っております。しかしながら、映画事業は事業構造上、作品の持つ話題性や集客力次第で、営業成績が大きく左右される特性があり、経営成績に重要な影響を与える要因となることから、近年では、不動産を中心とした資産の有効活用を最重要経営戦略と位置付け、不動産事業部門を経営の軸に据え、看板事業である映画事業部門や自動車教習部門の活性化に努めております。加えて、平成25年10月22日付の適時開示「フィリピンにおけるリゾート開発関連事業に関する検討の開始について」において公表しましたように、フィリピンにおけるリゾートマンションの分譲やアニメーションスクールの設立運営等に対し、当社グループでの出資もしくは事業運営への参画の検討を開始しております。

また、今回の公開買付けに応募予定の株式を保有する当社の第2位の大株主であるリサ・パートナーズは、企業・債権・資産のビジネス領域において、投融資からアドバイザーまで横断的に広範囲にわたる事業を展開する企業であり、平成17年5月27日開催の当社取締役会決議に基づき、両社の関係強化及び相互の発展を主要な目的とする資本提携についての基本合意書を締結し、同日付で当社の連結子会社が所有していた当社株式1,526,625株（所有割合14.54%）を1株当たり215円で譲受け、現在に至っております。その後、当社はリサ・パートナーズと共同して作成した事業計画を推し進め、所有不動産の流動化や不稼働資産の売却などの諸施策を同社の協力のもとに実行し、平成23年9月には、当該計画の柱であった所有不動産の流動化スキームが一定の成果を上げ完結したことで、両社の資本提携による当初の目的は達成に至りました。

以上の経過を経て、平成25年7月上旬頃、当社は、リサ・パートナーズより、同社が保有する当社普通株式を売却し、資本提携関係を一部解消したい旨の意向を有している旨を示されましたが、当社としても、前述の通り、所有不動産の流動化スキームが完結し、リサ・パートナーズとの資本関係を解消する時期に来ていると考えていた時期での申し入れであったため、これを受け入れる方向で検討して参りました。

当社は、この資本提携関係の解消に伴い、同社所有の当社普通株式が一時的にまとまって株式市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、今後の事業展開を円滑に行える経営環境としての安定的な株主構成の維持に配慮し、当社が自己株式として買い受けることの可能性や、当社と良好な関係にある取引先等の第三者による買い受け、若しくは、当社の関連当事者による取得といった方法が、当社の資本政策上、望ましい株式移動の手段と考え、その可能性につき検討を重ねてまいりました。

しかしながら、まず、当社による自己株式としての買い受けに関しましては、繰越損失が存在する当社の現在の状態では、会社法第461条1項2号・3号の規制上、これを行うことができません。また、取引先等の第三者による買い受けにつきましても、消費税の増税等、先行きに不透明感がある現在の経済環境において、前述の通り、リサ・パートナーズが売却を希望する当社株式数が相当規模に及ぶことから、長期安定保有を依頼できるような適切な企業等の選定に至りませんでした。

このような状況の中、当社は、当社の関連当事者が、リサ・パートナーズの株式売却の意向を汲んで、買い受けを行うことが、前述した当社の資本政策のビジョンに違わず、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の向上に安定的に寄与する最善の手段であるとの判断に至りました。

当社の関連当事者と交渉を進めて参りました結果、リサ・パートナーズと応募株式買い取りの交渉を行い、一定の条件が整えば買い受けを行うとの意向を当社は得ることができたため、この度、公開買付者より、以下の通り、本公開買付けの実施を決定するに至った旨の意見表明がなされました。

公開買付者は、公開買付者の代表取締役であり、かつ当社の代表取締役社長である河野義勝が、議決権の100%を直接保有する不動産の賃貸並びにコンサルタント業務等を主たる事業の内容とする会社であり、平成16年10月に設立された有限会社であります。

公開買付者は、企業価値向上のために事業再編中の当社の経営状態に鑑み、公開買付者がリサ・パートナーズ応募株式を買い取り、当社と公開買付者間の協力関係を構築していくことが、当社の今後の事業計画に影響を与えずに、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、当社の企業価値向上に資するものと考え、平成25年11月12日に公開買付者とリサ・パートナーズとの間でリサ・パートナーズ応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の合意に至り、同日、本公開買付けを実施すること、及び、公開買付者におけるリサ・パートナーズ応募予定株式を買付けが可能な財務状況及び資金繰りに鑑み、また、リサ・パートナーズも当社との資本提携関係を一挙に全て解消するのではなく、段階的に取り組みながら今後の方針を検討していくとの考えから、買付け株数は1,000,000株とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、当社の普通株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することがないように、本公開買付け後も当社の普通株式の上場が引き続き維持されることを企図しており、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、支配株主による独断的な経営の可能性については、当社の役員における社外役員の監視・監督により、取引の公正性を担保し、公開買付者との協力関係をさらに強化し、当社の企業価値向上を図っていく旨の方針と、また、本公開買付け後における当社の役員構成につきましても現状を維持する旨を表明しております。

また、本公開買付価格について、公開買付者は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、公開買付者とリサ・パートナーズにて審議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しております。すなわち、公開買付者とリサ・パートナーズは、当社普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることに照らし、本公開買付価格につきましても、当社普通株式の市場価格を基に検討することとし、当社普通株式の6ヶ月間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の市場価格終値の推移（161円～200円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成25年7月を基準として、交渉期間である平成25年7月1日から平成25年9月30日までの3ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値である178円から24.16%ディスカウントをした価格である135円をもって本公開買付価格とすることについて合意しました。本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、当社普通株式の市場価格を基に検討することとしており、公開買付者は当社の関連当事者として相当程度に把握している当社の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、公開買付者が想定した当社普通株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、当社は平成25年11月8日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年11月11日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値178円に対して24.16%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウントの計算について同じ。）のディスカウント、過去1ヶ月間（平成25年10月11日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値180円に対して25.00%のディスカウント、過去3ヶ月間（平成25年8月12日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値180円に対して25.00%のディスカウント、過去6ヶ月間（平成25年5月10日から平成25年11月11日まで）の終値の単純平均値177円に対して23.73%のディスカウントをそれぞれ行った金額に相当します。なお、本公開買付価格は、本報告書提出日の前営業日の平成25年11月12日の当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における終値178円に対して、24.16%ディスカウントした金額に相当します。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、平成25年11月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、慎重に審議、検討した結果、本公開買付けにより公開買付者がリサ・パートナーズの保有している当社普通株式の一部を取得し、実質的に河野義勝が当社の支配株主となることは、短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、当社の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であることに加えて、本公開買付けは、当社の普通株式の東京証券取引所第二部における上場を維持することを企図しており、また、本公開買付けにおいては、本公開買付けの買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も当社普通株式の上場が維持される予定であることや、本公開買付け後における当社の役員構成についても現状が維持されることから、公開買付者及び公開買付者の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが今後も可能であると判断しました。また、一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、当社役員における社外役員（社外取締役2名及び社外監査役2名）の監視・監督により、経営の透明性・取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を維持できるとの判断に至り、同取締役会において、本公開買付けについて、審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨決議をいたしました。

本公開買付価格の妥当性については、本公開買付けの主たる目的が、公開買付者がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付価格は、公開買付者とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、且つ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、公開買付者は、1,000,000株（所有割合9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、公開買付者が所有する当社普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）にとどまり、当社普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所第二部における上場を維持することが企図されており、今後も当社普通株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社の普通株式を引き続き保有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については当社としての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により決議をいたしました。

また、当社の取締役は合計5名であるところ、そのうち、河野義勝は公開買付者の代表取締役を兼務していることから、また、河野優子は河野義勝の配偶者であり、かつ当社及び公開買付者の取締役を兼務していることから、また、三村篤は本公開買付けに応募する旨の合意を得ているリサ・パートナーズの元従業員であることから、利益相反のおそれを回避するため、いずれも当社取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。

上記の平成25年11月12日開催の当社取締役会には、当社の監査役3名のうち、体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉を除く2名（うち1名は社外監査役）が出席しており、いずれも当社の取締役会における決議事項（すなわち、本公開買付けについて、賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、当社普通株式について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議）について異議がない旨の意見を述べております。

なお、本公開買付け終了後も当社とリサ・パートナーズとは、当社が保有している不動産の有効活用についての助言を、当社はリサ・パートナーズより得ていることもあり、引き続き良好な事業関係を継続する予定ですが、リサ・パートナーズから当社への役員の派遣は行われません。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない当社普通株式526,625株（所有割合5.02%）についての同社の保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していく、とのことでした。

（3）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程において、利益相反の回避の観点から、主として以下の内容の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置をとっております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

前述の通り、当社は、平成25年11月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、慎重に審議、検討した結果、本公開買付けにより公開買付者がリサ・パートナーズの保有している当社普通株式の一部を取得し、実質的に河野義勝が当社の支配株主となることは、()短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、当社の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であることに加えて、()本公開買付けは当社の普通株式の東京証券取引所第二部における上場を維持することを企図しており、また、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が設定され、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であることや、()本公開買付け後における当社の役員構成につきましても現状が維持されることから、公開買付者及び公開買付者の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが、今後も可能であると判断しました。一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、当社社外役員（社外取締役2名及び社外監査役2名）の監視・監督により、経営の透明性及び取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を継続できるとの判断に至りました。以上の検討を経て、本公開買付けについて審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨決議をいたしました。

また、これも前述の通り、本公開買付け価格の妥当性については、()本公開買付けの主たる目的が、公開買付者がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付け価格についても、公開買付者とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、且つ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、()公開買付者は、1,000,000株（所有割合9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、公開買付者が所有する当社普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）にとどまり、当社普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所第二部における上場の維持が企図されており、今後も当社株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社の普通株式を引き続き保有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については当社の意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役2名全員の一致により決議をいたしました。

なお、当社の取締役は合計5名であるところ、そのうち、河野義勝は公開買付者の代表取締役を兼務していることから、また、河野優子は河野義勝の配偶者であり、かつ当社及び公開買付者の取締役を兼務していることから、また、三村篤は本公開買付けに応募する旨の合意を得ているリサ・パートナーズの元従業員であることから、利益相反のおそれを回避するため、いずれも当社取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していません。

上記の平成25年11月12日開催の当社取締役会には、当社の監査役3名のうち、体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉を除く2名（うち1名は社外監査役）が出席しており、いずれも当社の取締役会における決議事項（すなわち、本公開買付けについて、賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、当社普通株式について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議）について異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付け終了後も当社とリサ・パートナーズとは、当社が保有している不動産の有効活用についての助言を、当社はリサ・パートナーズより得ていることもあり、引き続き良好な事業関係を継続する予定ですが、リサ・パートナーズから当社への役員の派遣は行われません。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない当社普通株式526,625株（所有割合5.02%）についての同社の保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していく、とのことです。

当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、公開買付者及びリサ・パートナーズのいずれからも独立した弁護士雨宮眞也法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、当社は本公開買付けの検討以前から弁護士雨宮眞也法律事務所に法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討に当たり、法務アドバイザーを変更した事実はありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は1,000,000株（所有割合：9.52%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、公開買付者が所有する当社普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）であり、本公開買付け後における公開買付者及び公開買付者の特別関係者が所有する当社普通株式の所有株式数は、合計で5,336,249株（所有割合50.82%）にとどまります。従いまして、当社普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場が維持される予定であります。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

前述の通り、本公開買付けは、公開買付者がリサ・パートナーズと合意したリサ・パートナーズ応募予定株式1,000,000株（所有割合：9.52%）を取得することを主たる目的として実施するものであることから、公開買付者は、本報告書提出時において、本公開買付け終了後に当社普通株式を追加で取得することを予定していません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

前述の通り、公開買付者は、平成25年11月12日付にて、当社普通株式1,526,625株（所有割合14.54%）を所有するリサ・パートナーズとの間で、リサ・パートナーズ応募予定株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、リサ・パートナーズ応募予定株式の応募における前提条件は存在せず、また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない当社普通株式526,625株（所有割合5.02%）についての同社の保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していく、とのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
河野義勝	代表取締役社長		3,478,693	3,477
河野優子	常務取締役	営業担当兼内部統制担当	824,640	824
仲村正憲	取締役	総務部長	1,000	1
長坂紘司	取締役		13,333	13
三村 篤	取締役		-	-
谷口 均	常勤監査役		4,000	4
小木郁哉	監査役		1,000	1
宇野昭秀	監査役		-	-
計	-	-	4,322,666	4,320

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本報告書提出日現在のものです。

(注2) 常務取締役河野優子は、代表取締役河野義勝の配偶者であります。

(注3) 取締役の長坂紘司及び三村 篤は、社外取締役であります。

(注4) 監査役の小木郁哉及び宇野昭秀は、社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。